

輸出国制度調査について (オーストラリア)

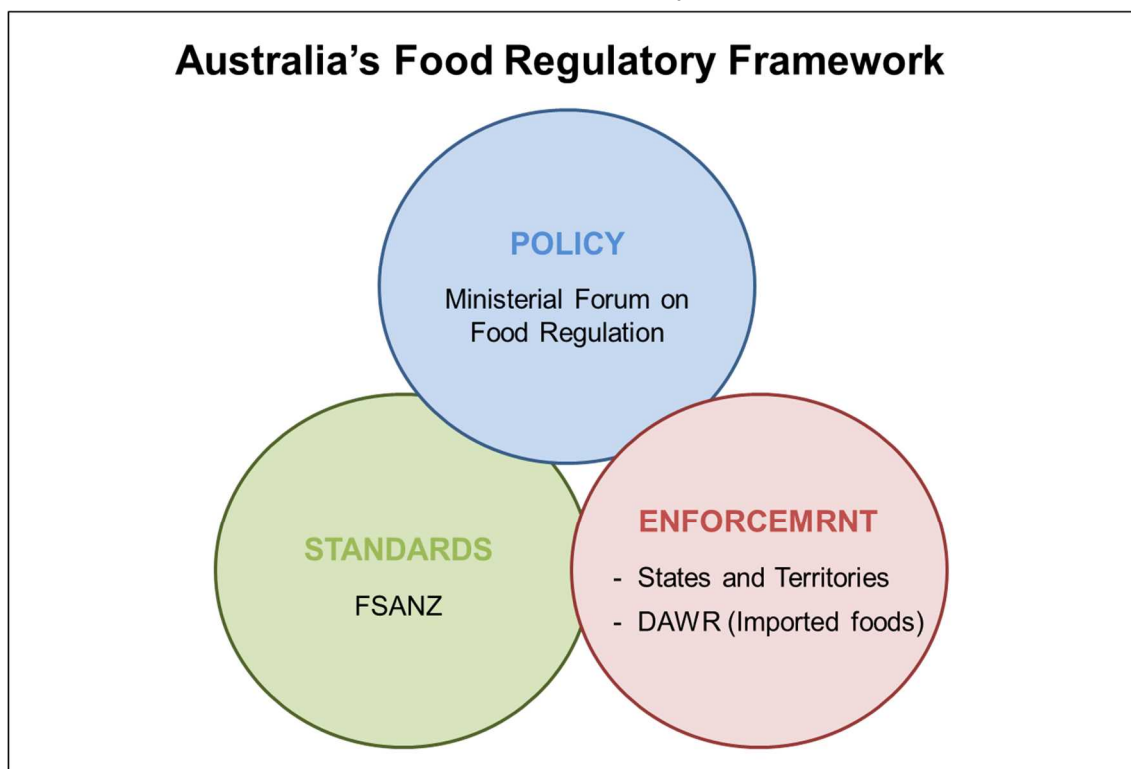
1. 調査期間等

- (1) 期間：2019年3月
- (2) 内容：オーストラリアにおける食品衛生関連省庁の機能と所掌業務の調査
- (3) 対象：オーストラリア・ニュージーランド食品基準局

2. 調査結果(概要)

(1) オーストラリア政府の組織構造及び所掌業務

オーストラリアにおける食品安全規制の枠組みは、大きく 政策決定、 食品基準の策定、 規制の執行の3つのパートに分けて紹介されている。



政策決定

食品安全規制に関する政策は、オーストラリア連邦政府、各州・準州政府及びニュージーランド政府の各保健大臣及び農業関連大臣で構成されるオーストラリア・ニュージーランド食品規制閣僚評議会 (Australia and New Zealand Ministerial Forum on Food Regulation) において決定される。食品安全に関する基本方針が、両国において共通に適用されることを可能にしている背景には、両国の歴史と文化的背景が似ていることに加え、両国の間で締結されている自由貿易協定 (オーストラリア・ニュージーランド経済緊密化協定) により経済がほぼ一体化し、人や物が自由に移動できる体制になっている事情がある。

食品基準の策定

上記の政策決定のほか、関係当局やステークホルダーからの要請を受けて食品基準

(Food Standards Code) の策定を行うのが、オーストラリア・ニュージーランド食品基準局 (Food Standards Australia and New Zealand, FSANZ) である。FSANZ はオーストラリア連邦保健省に属するものの、専門的知識に基づく独立した法定機関であり、オーストラリアのキャンベラ及びニュージーランドのウェリントンのオフィスにそれぞれ 100 名及び 12 名の体制で運営されている。また、基準策定のほかにオーストラリア国内における食品のサーベイランスに係る調整や食品事故・回収事例に係る調整、輸入食品のリスクに関する連邦農業・水資源省 (Department of Agriculture and Water Resources, DAWR) に対する助言等も担っている。

規制の執行

オーストラリアにおける Food Standards Code への適合性確認や違反食品の回収指示等の規制の執行は、国内流通する食品については各州・準州政府の食品安全当局が、輸入される食品については輸入食品管理法 (Imported Food Control Act 1992) に基づき DAWR が所掌している。なお、オーストラリア及びニュージーランドにおいて総合的で一貫した食品規制の執行を確保するため、前述の閣僚評議会の下に設置された食品規制常設委員会 (Food Regulation Standing Committee, FRSC) の実行小委員 (Implementation Subcommittee for Food Regulation, ISFR) において、両国の関係当局が定期的に会合し、規制の運用状況の共有、共通認識の醸成が図られるとともに、必要に応じてガイドラインの策定等が行われている。

(2) 残留物質管理

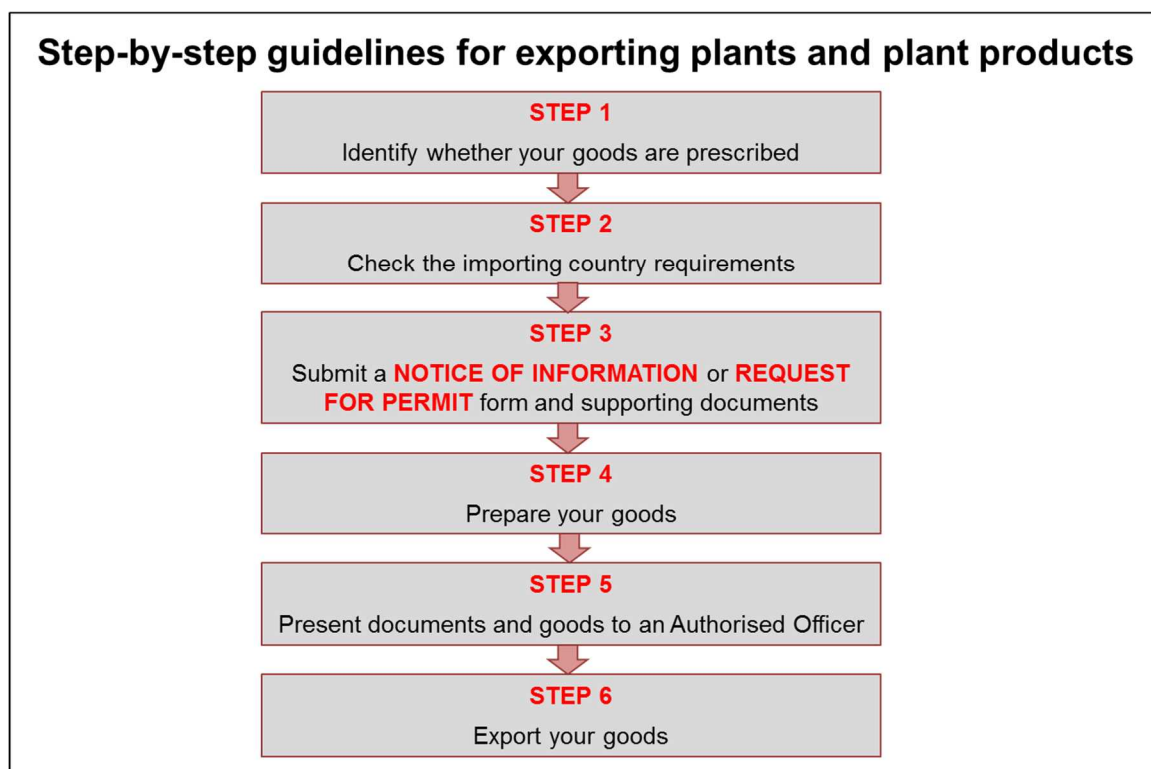
オーストラリアにおける農薬・動物用医薬品の登録、使用基準及び残留基準の設定は連邦農薬・動物用医薬品局 (Australian Pesticide and Veterinary Medicine Authority, APVMA) が担っている。この基準に従って、各州・準州政府の農林水産当局が、各生産者団体や農家に対し適正使用に係る監督・指導を行うとともに、適正農業規範 (Good Agricultural Practice, GAP) の実施を義務付けて自主管理を促している。GAP の検証の一環として、NRS が残留物質モニタリング・プログラムを運用しており、その結果に基づく残留物質管理の遵守状況の査察や市場アクセスに際して求められるモニタリングデータの提供等を行っているほか、検査施設に対する精度管理等も実施している。問題発生時には、上記の機関・組織が連携して不適合品のトレースバックや、薬剤のレビュー等を行う。

(3) 輸出管理

オーストラリアは 1982 年に制定された輸出管理法 (Export Control Act 1982) に基づき、体系的な規制の下で農業輸出を行ってきた (金額ベースで生産量の 75% を輸出) 。この中で政府の権限として、既定の条件に適合しないものの輸出を禁止する権限、輸出先国の要求を満たすための証明書を発行する権限、輸出登録した施設に対して立ち入り検査を実施する権限、規定を遵守していない者を処罰する権限などが定

められている。さらに、個々のコモディティ毎に命令（Order）が定められ、それらの特性に応じた輸出管理がなされている。

輸出を行う企業に対しても詳細なガイダンスが示されており（参考2）、輸出に際して必要な手続や検査等をステップ毎に示し、輸出先国の求める条件への適合確保が図られるとともに、企業における輸出コストの低減にも寄与している。



なお、現在の輸出管理に係る法体系は、輸出管理法に基づく 17 の関連法律が存在するとともに、それらに基づき多数の命令・規則等が関係省庁により定められているが、これらの命令等が 2020 年 4 月に失効することから、新たな命令等の制定に先立って 2017 年に同法の見直し法案（Export Control Bill 2017）が制定されている。これにより、輸出に関する法律が再編・一本化されるとともに、同法の中に設けられた輸出管理規則（Export Control Rules）に従って新たな命令・規則等が制定されることなどにより、近代的であり、かつ、より体系的で一貫性のある規制に移行することとなっている（2020 年 3 月施行予定）。

以 上